



平成27年4月13日

各 位

会 社 名 東リ株式会社
代表者名 取締役社長 永嶋 元博
(コード番号 7971 東証第1部)
問合せ先 常務取締役 管理本部長
鈴木 潤
TEL (06) 6494-6620

「内部統制システム構築の基本方針」の改定に関するお知らせ

当社は、平成27年4月13日開催の取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」を改定することを決議いたしましたので、下記のとおり改定後の内容をお知らせいたします。

記

(1) 当社及びその子会社からなる企業集団（以下「当社グループ」という）の取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社グループは、ステークホルダーに対する透明性の高い経営体制の確立に努め、役職員の職務執行が法令、定款及び社内規程等に適合し、かつ、高い倫理観に支えられていることを確保する。
- ② 当社グループは、「東リグループ経営理念」「東リグループ行動憲章」「東リグループ行動規範」を役職員に周知し、徹底する。
- ③ 当社グループは、「東リグループホットライン(内部通報窓口)」を設置・運営し、法令違反等の早期発見・是正に努める。
- ④ 当社グループは、取締役が自己の担当領域について、コンプライアンス体制を構築する権限と責任を有する。

(2) 当社グループの取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社グループは、取締役の職務執行に係る文書その他の情報について、社内規程等に則り、その重要度に応じて適正に保存・管理する。

(3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社グループは、「リスク管理基本方針」及び「リスク管理行動指針」に基づき、リスクマネジメントのために必要な体制を整備する。

- ② 当社グループは、業務に係る種々のリスクについて、各担当部門において規程の制定を行うなど、適切に管理する。
- ③ 当社グループは、大規模な事故・災害・不祥事が発生した場合に備え、危機発生時の対応に関する規程・組織を整備するなど、体制の構築・運営に努める。
- ④ 当社は、子会社毎に担当役員、担当部門を定め、子会社の管理責任を明確にする。

(4) 当社グループの取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社グループは、会議体と部署及び役職の権限を明確にし、適正かつ効率的な意思決定と職務執行を確保する。
- ② 当社グループは、組織構造について、随時見直しを図り、より一層の効率化を推進する。
- ③ 当社グループは、複数事業年度を期間とする中期経営計画を策定し、連結ベースでの目標値を設定する。

(5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、「東リグループ関係会社管理規程」に基づき、子会社の経営を監督する。
- ② 当社は、当社グループの監査を適正に行うことを目的として、グループ監査役会を設置・運営する。
- ③ 当社は、子会社に対して、業績・財務状況等重要な情報について、当社への報告を義務付ける等、当社グループの報告体制を整備する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人（以下「補助使用人」という）を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、必要な知識・能力を備えた補助使用人を適切な員数確保する。

(7) 補助使用人の取締役からの独立性及び監査役の補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 当社は、補助使用人の独立性を確保するため、その人事異動、人事評価、懲戒処分については、監査役の同意を得る。
- ② 補助使用人に対する指揮命令権は、監査役に帰属する。

(8) 監査役への報告に関する体制

当社グループの役職員は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実その他重要事項を、適時、適切な方法により監査役に報告する。

(9) 監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループは、監査役に報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として、解雇、降格等の懲戒処分や、配置転換等の人事上の措置等いかなる不利益な取扱いも行わない。

(10) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- ① 当社は、監査役職務の執行に必要な費用を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。
- ② 当社は、監査役が職務執行について生じる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

(11) その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 内部監査部門は、その監査活動の状況と結果を監査役に遅滞なく報告するなど、監査役との連携を強化する。
- ② 当社は、効果的な監査業務の遂行を目的として、定期的に代表取締役等と監査役との意見交換会を開催する。

(12) 当社グループの反社会的勢力を排除するための体制

- ① 当社グループは、反社会的勢力に毅然とした態度で対応するものとし、一切の関係を持たない。
- ② 当社グループは、警察当局、顧問弁護士等と緊密な連携を図りながら、事案に応じた適切な対応を実施する。

(13) 当社グループの財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループは、財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制システムを構築し、その体制の整備・運用状況を定期的に評価するとともに、維持・改善に努める。

以 上